

「杉並区自治基本条例」に関する最終報告

《 概要版 》

はじめに

(仮称)自治基本条例は、杉並区における自治の基本理念やあり方、区民の区政への参画と協働の仕組みなど、区政運営の基本原則を定めるためのものです。私たち区民懇談会は、この条例に盛り込む基本的事項について、杉並らしい新たな自治の仕組みを提言していくため、現行法制度の規定に必ずしもこだわらない、のびやかな議論に努め、現段階における考え方をまとめました。その中で住民投票制度の導入や、区長の多選制限、政策によっては選挙権を有しない20歳未満の区民の意見を聞き、政策に反映させることなどの新しい提案もしています。すぐには実施が難しいこともありますし、その方法をもっと詰めなければいけないこともあります。いずれも重要なテーマを盛り込んでいます。このため、将来に向けて問題提起する事項と、条例に盛り込むべき事項とを分けて整理しています。

自治基本条例の理念と内容

1. 条例を制定する意義

区民の地域への関心の高まりや地方分権と特別区制度改革の進展などにより、地方政府としての自治体の基本を定める自治基本条例の制定が課題となっています。自治基本条例には、自治体運営の基本的な理念やルールの骨格を定める重要な意義があります。

2. 自治基本条例の性格

○自治基本条例は、杉並区の基本法として、区民の権利と義務、議事機関、執行機関、自治体運営のシステム、財政などを区民に分りやすく定めるとともに、条例の制定や解釈の指針を示し、区民の区政への参画と協働の仕組みを定める条例です。

3. 杉並区における自治の理念

○杉並の自治の理念を区民主権の実現に置き、区民と区はそのために最大の努力を払い、杉並らしい自治のスタイル、「杉並スタイル」を築いていくことを宣言することが大切と考えます。

○区民と区は情報を共有し、主権者である区民は「自己決定・自己責任」のもとに区政に主体的に参画していくことが自治運営の基本原則です。

○区民一人ひとりの人権が尊重され、誇りを持って区政に参画できる「自治のまち」を創っていくことがこれからの方向と考えます。

4．区民の権利と義務について

区民は主権者として、区政に参画する権利と区政に関する情報を知る権利を有するとともに、納税や地域の安定と向上に貢献する義務があることを定めるべきです。

区が独自に行う参画の仕組みについては、区民の参画が広がる方向でその資格要件等の緩和を検討する必要があります。

5．事業者の役割と責務について

事業者は地域社会を構成する一員です。そこでは社会的責任を果たすとともに、住環境に配慮し、地域と調和し、安心して住めるまちづくりに参画する責務があることを定めるべきです。

6．区の役割と責務について

(1)自治体経営の理念の明確化

○区は区政運営に当たって、区民の信託に応え、最少の経費で最大の効果を上げるよう、努力する責務を持つこと。自治体経営の理念を明確にし、区政の改革を進めて、政策目標の実現を図る責務があること。そして、区民とのパートナーシップの下にその意思を区政に反映させ、区民の満足度の高い区政を目指す責務があることを定めるべきです。

(2)情報の公開と説明責任

○自治体運営の民主性を確保する視点に立って、区は区民への十分な情報公開、情報提供により、区民との情報共有に努め、区の仕事について説明責任を果たすとともに、区民の個人情報の保護に努める責務を持つことを定めるべきです。

(3)総合行政の実現

区は区民ニーズに的確に対応するため、いわゆる縦割り行政の弊害が出ないように、常に総合的な区政運営を行う責務があることを定めるべきです。

7．議事機関のあり方について

○区民の直接選挙により選ばれる議員及び議会の地位や権能、組織、議会運営について定めるべきです。

8．執行機関のあり方について

(1)区長

○自治体の執行機関の長であり、区民の直接選挙によって選ばれる区長の地位や権限、指揮監督権等について定めるべきです。

区長の再任回数制限を検討すべきです。

(2) 執行機関の組織及び職員

○執行機関を構成する組織は、簡素で効率的かつ機動性に富むものでなければならないこと、そのためには常に組織を見直し、かつ区民の信託に応えることが職員の責務であることを定めるべきです。

執行機関の政策能力を強化する観点から、今後、民間企業における執行役員のような制度の導入を検討する必要があります。

9. 自治体運営のあり方について

(1) 総合計画

○区は区民参画のもとで、区政運営の指針となる総合計画等を策定し、総合的、計画的な行政運営に努めることを定めるべきです。

(2) 行政評価

○区政の透明性の確保と区民への説明責任を果たし、合理的な政策選択と行政資源の効果的な配分がされるよう、行政評価を継続して実施し、結果を公表することを定めるべきです。

(3) 住民投票

○区政の重要事項について、広く区民の総意を把握し、政策形成及び政策決定に資するために住民投票制度を設けることを定めるべきです。

(4) パブリックコメント

○区は重要な政策、計画等を策定するに当たり、事前に区民の意向を聴く、パブリックコメントを実施することを定めるべきです。

(5) 行政手続き

○行政手続きに関し、公正の確保と透明性の向上に努めることを定めるべきです。

(6) 権利の救済制度

○区民が区で行う業務執行に関し、自ら権利の救済を求め、不服を申し立てる仕組みとして、オンブズマン制度などの権利救済制度の検討が必要です。

(7) コミュニティ活動の仕組みづくり

○コミュニティ活動の仕組みづくりについての検討が必要です。

10. 財政運営のあり方について

(1) 財政運営の原則

○財政運営に当たっては、効率的運営の原則、公正確保の原則、健全性確保の原則、財政秩序適正化の原則を遵守するよう定めるべきです。

(2) 企業的な会計手法の活用

○貸借対照表（バランスシート）などの財務諸表を継続して作成、公表し、区の財政状況の的確な把握に努めることを定めるべきです。

(3) 課税の原則

課税については、公平性、中立性、税収の十分性、普遍性、安定性、伸張性、応益性、負担分任性などの原則を遵守して賦課徴収することを定めるべきです。

1.1. 区民と区の協働について

分権時代にふさわしい区民と区の協働によって、より豊かできめ細かな行政サービスを提供し、かつ多様化する区民ニーズに十分に対応できる区政運営を推進することを定めるべきです。

1.2. 国及び自治体間の連携と協力

広域化した活動が行われている現在、政策課題の解決に向けては、国、都、関係自治体との新たな連携・協力、及び近隣自治体との一層の協力が必要です。それに対応できる体制をとることを定めるべきです。

1.3. 条例の改正について

(1) 条例の位置づけ

○一種の最高法規性を持つ本条例は、区政の基本事項を定めます。他の条例の制定・改正に当たっては、本条例の主旨を最大限尊重するとともに、本条例との整合性を図らなければならない旨を定めるべきです。

(2) 改正の手続き

○当面、改正手続きについては、通常の改正手続きに従い運用されることが望ましいと考えます。

杉並区の自治確立に向けて

1 杉並らしい自治の確立を

地域の個性、地域の総合性を生かし、創意工夫しながら、区民のニーズに応えた、全国のモデルになるような政策を発信していく、自主・自律した自治体へと変わっていくことが求められています。

区民にも、区と対等のパートナーとして、事業者を含めて地域の自治を担っていく意識を持つ区民が広がっていくことが期待されます。

2 更なる分権改革を

特別区は「基礎的な地方公共団体」と位置づけられましたが、事務配分や財政の面で、さまざまな制約が残されており、「普通地方公共団体」となるよう更なる分権改革を求めていくべきです。